

新設・改正予定の通達について(概要)

新設・改正予定の通達

1. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(新設)
2. OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(新設)
3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(新設)
4. OBD検査サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)
5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

今後のスケジュール(予定)

令和5年12月22日	第3回準備会合	通達案の継続審議
令和6年 2月頃	パブリックコメント募集	
令和6年 3月末頃	通達策定	

※ 通達案及びスケジュールは、本会合の議論、プレ運用の状況等を踏まえて変更があり得る

通達案の概要①

1. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(新設)

(1)目的

OBD検査システムの不正利用を防止するため、自動車特定整備事業者におけるOBD検査システムのログインID及びパスワードの管理のルールを定めるとともに、それらの不正使用等行為を行った場合の措置を定める。

(2)概要

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD検査システムの利用にあたって取得・設定したID等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下の行為を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構がログインID等の効力を停止する可能性がある。
 - ①検査員又は工員が他者のログインID等を使用してOBD検査又はOBD確認を実施した場合
(なりすまし)
 - ②事業場が取得・設定したログインID等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合
(ID等の不正使用の幫助)

2. OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(新設)

(1)目的

自動車特定整備事業者の「認証」、指定自動車整備事業者の「指定」の申請、変更又は処分等が行われた場合、国において諸手続が必要となるとともに、機構においてIDの発行・変更等が必要になる。これらにおいて自動車整備事業者に不要な負担が生じないように、必要な手続を定める。
(例：事業譲渡、合併、分割等の際、OBD検査も継続して行えるようにする必要)

(2)概要

- 運輸局等は、「新規認証/指定申請」があった場合、機構へ速やかに情報共有を図り、新たに認証・指定を受ける整備事業者が、その日からOBD検査システムを利用できるように措置(認証/指定の日にIDを使用可能とする)。
- 運輸局等は、「認証/指定廃止届出」があった場合は、機構へ速やかに情報共有を図り、廃止日以降、当該整備事業者がOBD検査システムを利用できないように措置。
- 運輸局等は、「行政処分」を行う場合には、行政処分の種類に応じ、指定された連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。機構は、運輸局等から連絡があった場合、ID停止等の処理を行う可能性がある旨の連絡を行政処分に係る事業者に速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施。(処分期間中にOBD検査システムを利用できないように措置)

3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

(1)目的

自動車特定整備事業者等が「OBD検査」及び「OBD確認」を行う際のルールを定める。

(2)概要

①自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的について

OBD検査システムのサーバーの負荷及びセキュリティの課題に対応するとともに、OBD検査及びOBD確認を実施した者の責任を明らかにするため、その利用は次の場合に限るものとする。

- (1) 認証工場においては、事業場が点検整備を行う又は行った車両のOBD確認を実施する場合
- (2) 振興会等施設においては、自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両のOBD確認を実施する場合
- (3) 指定工場においては、事業場が点検整備を行う又は行った車両のOBD検査又はOBD確認を実施する場合

②使用するスキャンツール

OBD検査システムに接続するスキャンツールは、技術上の基準に適合する「検査用スキャンツール」とする。



③検査用スキャンツールの「共同使用」と「借用使用」

(共同使用) → 従来の検査機器の「共同使用」と同じ整理

指定自動車整備事業者が、検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は共同使用通達に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 事業場ID、ユーザーID及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者、検査員のものを使用すること。
- (2) 共用の検査用スキャンツールを使用してOBD検査を実施した場合、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(借用使用) → 認証工場等がOBD確認のため検査用スキャンツールを借りる場合(新設)

自動車特定整備事業者は、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用してOBD確認を実施することが可能。その際の遵守事項は以下の通り。

- (1) 事業場ID、ユーザーID及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用してOBD確認を行う自動車特定整備事業者、自動車検査員又は工員のものを使用すること。
- (2) 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに使用実績を把握できるように、適切に管理を行うこと。
- (3) 車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

④自動車特定整備事業者等がOBD検査システムを適切に利用するための遵守事項

- (1) 事業場情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに更新すること。
- (2) ID・PWを適切に管理すること。
- (3) OBD検査又はOBD確認は、自社で点検又は整備を行う車両に対して実施すること。
- (4) 持ち込み検査の車両は、最後に行ったOBD検査又はOBD確認後検査までの間、OBD検査の可否に影響を及ぼす整備等又はこれらの整備等の他の事業場への依頼は行わないこと。

4. OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)

(1)目的

OBD検査用サーバーのダウン、通信障害等が発生した場合における自動車ユーザーへの影響を最小化するため、特例措置の適用及び当該特例措置を実施する場合の周知方法等を定める。

(2)概要

①OBD検査用サーバーに接続できない場合の緊急的な代替措置

OBD検査用サーバーに接続できない場合(②に掲げる事案が発生した場合)には、警告灯が点灯していないことをもってOBD検査合格と判断して差し支えないこととする。

②特例措置を適用する事象

(ア) OBD検査用サーバーの障害の発生を原因としてOBD検査用サーバーに接続できない事象

(イ) 通信・電力障害の発生を原因としてOBD検査用サーバーに接続できない事象

※ OBD確認を実施する場合や、自動車整備工場の責任による障害(Wi-Fiトラブル等)については対象外とする。

③特例措置の適用開始及び終了の時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバ障害又は通信・電力障害の発生を認定した時点、終了時点は、サーバ障害又は通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。



通達案の概要④-2

④-1 特例措置を適用する場合の手続(サーバー障害)

- (ア) 機構は、OBD検査用サーバーからの警報や関係者等からの連絡によりサーバ障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討する。
- (イ) サーバー障害の発生、サーバー障害からの復旧を認定した場合、機構は速やかにOBD検査ポータルに情報を掲載。
- (ウ) (イ)の公表を行った場合、機構は、国土交通本省、地方運輸局及び沖縄総合事務局、関係団体に対してその旨を報告する

④-2 特例措置を適用する場合の手続(通信・電力障害)

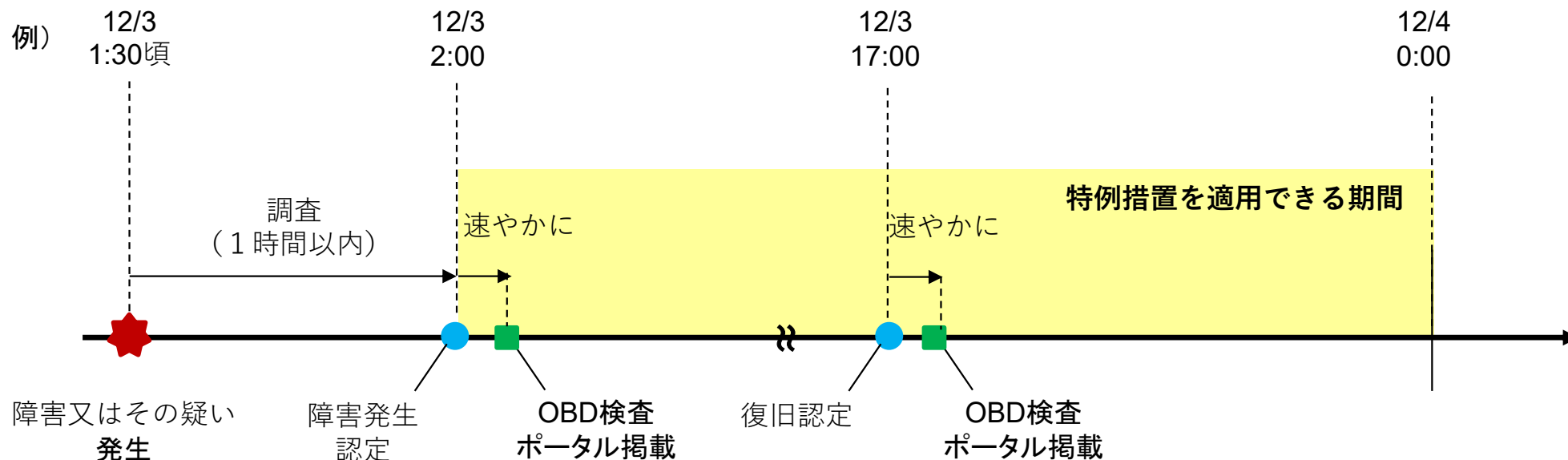
- (ア) 機構は、関係者等からの連絡により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合、通信会社又は電力会社のHPを確認、問い合わせを行い、その発生又はその疑いを確認し、通信・電力障害の発生の認定について検討する
- (イ) 通信・電力障害の発生、通信・電力障害からの復旧を認定した場合、機構は速やかにOBD検査ポータルに情報を掲載。
- (ウ) (イ)の公表を行った場合、機構は、国土交通本省、地方運輸局及び沖縄総合事務局、関係団体に対してその旨を報告する

(エ) **指定工場**は、OBD検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合で、機構がOBD検査ポータルへ公表を行っていないときは、**自らの通信・電力障害を確認し、特例措置を適用可能。**

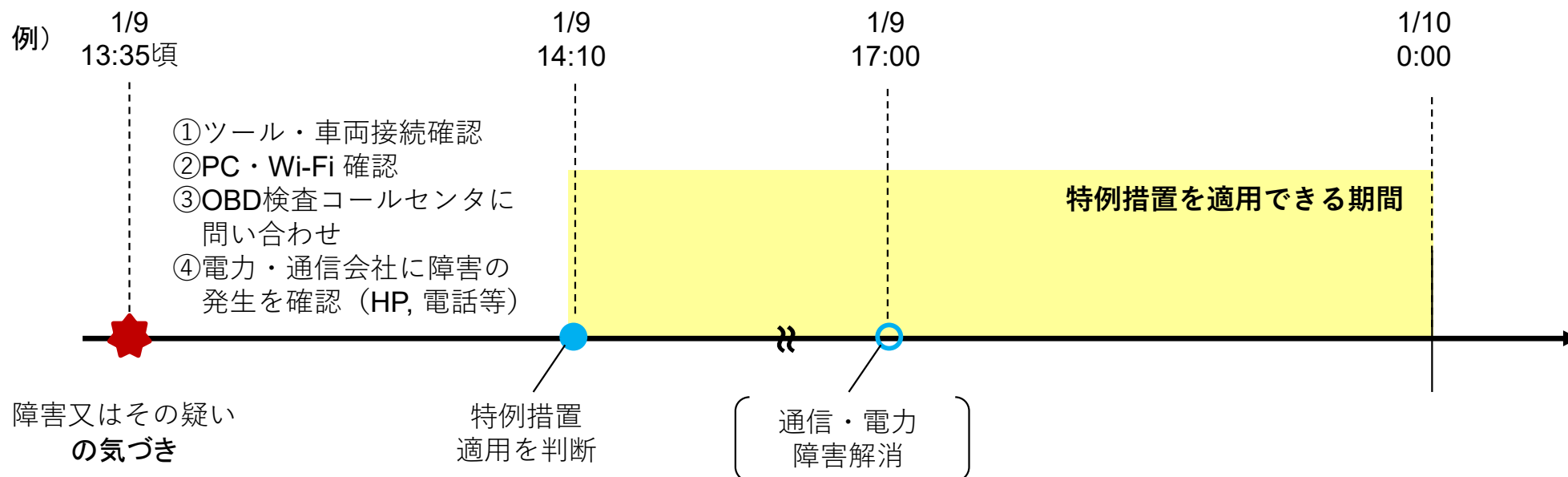
- ① OBD検査コールセンターに**OBD検査用サーバーの障害が発生していないことを確認**する。
- ② 通信会社又は電力会社のHPを確認、問い合わせることにより**通信・電力障害の発生又はその疑いを確認**する。
- ③ ②の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、**OBD検査用サーバーに接続する代替手段がない場合**、当該指定整備工場の判断により、**特例措置を適用**することができる。
- ④ **特例措置を適用した指定工場**は、通信・電力障害が発生したことを確認できる記録(通信会社・電力会社のホームページの写し等)、**特例措置を適用した日時を2年間保存**する。

特例措置の適用期間のイメージ図（参考）

機構による障害の認定による特例措置の適用



指定自動車整備工場の判断による特例措置の適用



5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

(1)目的

OBD検査又はOBD確認に関する事項のうち行政処分の対象となる行為、その処分量定等、さらにそれらを踏まえた監査方針を規定し、自動車整備事業者におけるOBD検査又はOBD確認の適切な運用を図る。

(2)概要

指定自動車整備事業に係る行政処分の対象となる行為及び処分量定

(検討中の処分例)

- なりすまし行為や不適合状態で虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証(限定適合証を含む。)を交付
… 違反点数 **10点/台**
- OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証(限定適合証を含む。)を交付
… 違反点数 **3点**
- 検査員がなりすまし行為や不適合状態で虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証(限定適合証を含む。)に証明
… **解任命令**

等